

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛知県北設楽郡豊根村

## 2 構造改革特別区域の名称

とよねがんばらマイカー特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

愛知県北設楽郡豊根村の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

豊根村は、愛知県の東北部に位置しており、長野県及び静岡県と境を隣接した村である。村の総面積は、東西14.6km、南北15.6km、総面積121.13km<sup>2</sup>であり、居住地の標高差は200mに及び、集落は41あり急峻な山あいを道路が通っている状態である。

昭和40年当時の人口は3,302人であったが、新豊根ダム建設工事による水没集落及び拳家離村が生じ、昭和60年には1,739人となった。その後も人口の減少が続き、現在では1,459人、高齢化比率は39.96%と高い。人口減少により民間路線バスが撤退し、現在では、村営バスにより住民輸送の確保を図ってきた。しかし、村内集落全てにはバスが入っていない状況であり、土日祝日は運休となっている。

村内に鉄道の駅は無く、最寄りの駅までは約20km、タクシー会社も約20kmと非常に離れており、交通手段を持たない高齢者等はボランティアに頼らざるを得ない状況であり、生活に不便をきたしている。将来さらに進むであろう高齢化社会に対応した施策が求められている。昨年、国土交通省自動車交通局旅客課による、交通機関空白の過疎地における住民輸送実証実験がおこなわれ、実験に参加したボランティアは14名を数え、住民の関心度、必要性も高く、これを活用する手段を開くものである。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

民間バスの撤退、タクシー会社が無い、村営バスの本数が少ない、土日祝日の村営バス運休による物理的、精神的ダメージを回復させ、交通弱者を含む住民の移動手段を確保するための手段として、交通ボランティアが積極的に有償輸送への取り組みを進め、デマンド方式の導入を図ることにより、既存事業のより一層の活用により交通

弱者の保護と、ボランティア活動による職場機能を補強することで、福祉行政の充実を図り、地域住民の定住と地域活力の確保を確実なものにしていく。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

過疎と少子高齢化による、村営バスの利用者が少ないことから利用料金が割高になり、運賃の高騰による利用者の減少、土日祝日の運休等の悪循環が生じてきている。

現在、行政による施策として「保育園児・小中学生・高校生の定期券購入の際の軽減」「満68歳以上の方、身体障害者1級から3級の認定を受けている65歳以上の方への無料定期券の発行」を実施し、住民輸送にあたっているが、乗車密度も低く平成12年10月1日から平成13年9月30日までの収支では、約4千万円の赤字計上となっている。

県道、村道等の道路改良が遅れており、未改良区間においては道路幅員が狭く、小型のバスでも通行できないため、多くの集落において村営バスの利用、乗り入れができないのが現状である。有償の交通ボランティアによる、安価で玄関から玄関までの小回りのきく「バスより便利で、タクシーより安い」新交通システムを創出・稼働させることにより、多くの住民や交通弱者の利用を促進し、地域労働力確保と平行し「豊で住み続けたい村」を創造し、誰もが住み慣れた土地で安心して暮らしていける環境づくりを推進し、心身ともに安心と生きがいを持てる村づくりを創造していく。

こうした事業の展開により、全国で同様な課題を持つ過疎地域における福祉行政を補完するとともに、現在進められている町村合併も念頭に入れ、構造改革を波及させる一助とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画による新システムを導入することで、高齢者等に働く場所と働くことによる生き甲斐を提供することができる。

一方、交通手段を持たない高齢者は、自分の行きたい時に行きたい場所へ出かけられなかったが、本システムの実施により、行動範囲の拡大による村内小売店等の売り上げ増加につながる事が予想される。また交流の場の増大、活性化が図られ生きがい対策の効果が期待される。

昨年、国土交通省自動車交通局旅客課で行われた実証実験調査でも、112名の利用者があり、内訳として通院が37.2%と多く、次に買い物は22.0%、その他（美容院・銀行・検診・郵便局・役場等）が40.7%となっており、高齢者の健康維持が重要であることがわかる。平成12年国勢調査では、村内520世帯の内、65歳以上の親族のいる一般世帯が365世帯（70.2%）、高齢単身世帯が61世帯（11.7%）と10軒に1軒は65歳以上の単身世帯となっている。これをみても今後益々高齢化が進み、本システムの利用者が増大することが見込まれる。

アンケート調査でもわかるように、住民輸送サービスの必要性については、自らの

将来への不安による必要性が78.6%、地域にとっての必要性が81.4%と将来への不安を感じている方が多数いることから、年間約600件(900人)の輸送が見込まれる。

その他にも、有償ボランティア輸送は高齢者の輸送のみでなく、子供を含めた交通弱者の病人等移動手段の確保に威力を発揮することも予想され、住民全体の健康増進に大きく寄与するものである。

## 8 特定事業の名称

(1207) 交通機関空白の過疎地における有償輸送可能化事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

豊で住み続けたい村づくりという目的を達成するため、以下の関連事業を併用して実施する。

### スクールバス・通院バス事業

保育園、小中学校、高校への通学用として、又村内にある診療所、隣町の病院への移動手段として、交通弱者向けのバスの運行を行う。

### デイサービス運行補助事業

デイサービス利用者が、好きな時間に施設に行けるよう、デイサービス運行バスの補助を行う。

### デマンド方式導入による新交通システムの確立

村営バスの運行により、村内の交通手段を確保しているが、運行路線は幹線道路に限られた運行にならざるを得ず、交通機関空白地域を埋める輸送手段が必要である。特区による有償ボランティア輸送が確立されると、デマンド方式により交通弱者を最寄りのバス停留所、最寄りの駅まで輸送することが可能になり、地域の移動手段の確保が大きく改善されることとなり、既存の村営バス運行にも素晴らしい効果が期待できる。

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

( 1 2 0 7 ) 交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の社会福祉法人等

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別地域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

事業主体

豊根村シルバー人材センター及び社会福祉法人

事業実施区域

愛知県北設楽郡豊根村の全域

事業内容

高齢者及び交通弱者（免許を持たない人）をサポートするため、シルバー人材センターを中心に住民ボランティア運転手として登録をし、登録された運転手が、最寄りの公共交通機関、通院、買い物、その他日常生活の移動を、当該住民に対して輸送サービスを提供する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

本村には、民間バス・タクシー会社無く、隣町のタクシー会社、駅までは片道20kmもあるため、料金が高額となり将来的にも十分な住民輸送サービスが確保できないと認められる。

現在の交通手段としては、村営バスに頼らざるを得ない状況であるが、運行回数が少なく、高齢者や、運転免許を持たない方々等の交通弱者にとって村営バスは、行き先や時間にも制限があり、役場、診療所、買い物等の日常生活にも非常に不便を感じており、これらを勘案して「公共交通機関空白である」との判断をした。

輸送の主体は、豊根村長から具体的な協力依頼を書面により受けた者（シルバー人材センター及び社会福祉法人）とし、当該規制の特例措置の内容に掲げる8項目の要件を満たした者とする。

輸送の対象は原則として、予め登録した会員並びにその家族、及びその同伴者とし、会員は豊根村に住所を有する者とし、輸送主体において、会員の氏名、住所、年齢等必要事項を記入した会員名簿を保管する。又、輸送の範囲は原則として乗車地又は下車地

が豊根村の区域内であることとする。

輸送に使用する車両は、住民輸送に係る「有償運送車両」として特定し、マグネットシートを使用して、利用者に分かり易いよう両側面に表示する。

尚、輸送主体において、使用する車両の形式、自動車登録番号、初年度登録年及び、損害賠償措置等の必要事項を記載した車両登録簿を作成し適切に維持する。

運転手は、普通二種免許を有することを基本とするが、これによりがたい場合は、豊根村の道路事情を考慮して、十分な能力及び経験を有しているか運営協議会が判断し、3年以上運転免許停止処分を受けず、道路運送法第7条の欠格事由に該当しない者で、自動車事故対策センターが実施する適正診断を受診した者で、運転に関し特に支障が認められない者を選任し、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（違反）に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講履歴及び適正診断等の受診履歴及び、適正診断等の受診歴その他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し適切に管理する。

輸送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険・共済への加入を義務づける。

輸送の対価については、運転手の拘束時間を基本とし、30分500円を目安とする。

運行管理、指揮命令系統を明確にし、事故防止指導体制を整えるため、運転手を登録制として組織化すると共に、年1回以上安全運転教育の講習会を開催する。

この事業の運営について協議するため、昨年国土交通省自動車交通局旅客課の事業として、交通機関空白の過疎地における住民輸送の実証実験調査委員会を設置した。メンバー構成については、（学識経験者・豊根村・愛知県タクシー協議会・県企画振興部・国土交通省中部運輸局・全国自動車交通労働組合連合会愛知地方連合会・豊根村シルバー人材センター）である。これに基づき運営協議会を豊根村が設置することとする。

輸送活動における利用者からの苦情、事故等の状況について運営協議会に報告する制度を設ける。